

VISA - 配偶者ビザ申請

国際結婚した際に外国籍の方を日本に呼び寄せて暮らすときは「日本人の配偶者等」というビザを申請します。外国人の方の間では「結婚ビザ」とか「Marriage Visa」と呼ばれる事もあります。ただし、これは法律上の婚姻が成立している方が申請するビザなので、内縁関係であったり、結婚を約束しただけ、という場合は**配偶者としてのビザは取得できません**。

申請にあたり外国人の本国での結婚を証明する書類なども必要となります。国により婚姻の条件や証明書類の準備方法など、手続きの方法が異なりますので配偶者ビザ申請の際には事前に情報を入手しスムーズな申請となるようにお手伝いしております。当事務所では英語で発行された書類の翻訳も行なっています。

この「日本人の配偶者等」資格のメリットとしては、配偶者ビザが取得できれば就労活動の制限はなくなり、日本人と同様に活動する事ができます。単純労働にも従事できますし、転職も自由になります。将来、永住ビザの取得を考えていれば、居住期間の要件も緩和されます。かなりのメリットがあるため、これまで何らかの就労ビザで日本に滞在されている方であれば、日本人との結婚を機に日本人の配偶者等への在留許可に変更を考えるのもいいでしょう。

※ 日本人の配偶者等の資格が取得できる方には配偶者以外に、特別養子、日本人の実子も含まれます。

どうぞお気軽にご相談ください。

当事務所代表はカナダ語学留学、ワーキングホリデー、アメリカ駐在など豊富な海外滞在を経験しているため、旅行に関することや、現地での長期生活について。語学やビジネスに関する不安など、様々なご相談に応じております。ご出発前に少しでも気持ちの負担が軽減できたらうれしいです。